

青森県 おもいやり 駐車場制度

パーキング・パーミット制度

障がい者など歩行が困難な方、移動の際に配慮が必要な方に、青森県が「利用証」を交付することで、公共施設や商業施設などに設置されている「車いす使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。



車いすを使用している方

「車いす使用者用駐車区画」に駐車してください。

駐車できない場合は「優先駐車区画」にも駐車できます。



移動に配慮が必要な方

車いす使用者以外の方は「優先駐車区画」に駐車してください。



※利用証の画像はイメージです。

利用証は駐車するとき、ルームミラーにかけ、外から見えるように掲示してください。

交付対象者・有効期間

区分		申請に必要な書類	有効期間
身体障がい者	身体障害者手帳所持者	身体障害者手帳(写)	対象者として要件に該当しなくなるまで
知的障がい者	愛護手帳所持者	愛護手帳(写)	
精神障がい者	精神保健福祉手帳所持者	精神保健福祉手帳(写)	
難病患者	特定医療費(指定難病)受給者	特定医療費(指定難病)受給者証(写)	
	小児慢性特定疾患医療受給者	小児慢性特定疾患医療受給者証(写)	
高齢者	要介護(1~5)を受けた方	介護保険被保険者証(写)	
妊産婦	母子手帳所持者	母子手帳(写)	就学開始年の3/31まで
こども	未就学児童	母子手帳(写)	
けが人等	医師の診断により、特別の配慮が必要であると認められる方	身分証明書(写)、診断書	原則、診断書発行日から最長1年

利用証の申請手続き



交付申請書に**必要事項を記入**し、必要書類の**写しを添付**してサポートセンターへ**郵送**してください。交付申請書は、青森県ホームページからダウンロードしてご使用ください。



電子申請は、令和**7年3月**から利用開始予定です。

申請先

青森県おもいやり駐車場サポートセンター

〒030-0122 青森市大字野尻字今田52-4 (一財)青森県身体障害者福祉協会内 Tel.017-752-7343 Fax.017-752-7344

青森県 健康医療福祉部 障がい福祉課

青森県青森市長島1丁目1番1号 Tel.017-734-9307 Fax.017-734-8092

詳しくは県ホームページ

青森県おもいやり駐車場

